

令和3年度第1回島田市子ども・子育て会議 会議録

開催日 令和4年1月25日（火）

開催時間 10：00～

開催場所 島田市役所 会議棟1階 大会議室

【出席者】（13名）

永田恵美子委員、杉本真美委員、山口学世委員、太田裕子委員、鈴木芽衣委員、杉山雅子委員、松浦優子委員、青野宏子委員、落合智美委員、山村順樹委員、清水基之委員、森川利久委員、佐藤博之委員

【欠席者】（2名）

坂田美智子委員、村田一史委員

1 開会

（事務局）

定刻になりましたので、令和3年度第1回島田市子ども・子育て会議を始めさせていただきます。本日は、お忙しい中、会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、子ども・子育て会議の委員15名に対して、13名のご出席をいただいております。委員の半数以上が出席しておりますので、島田市子ども・子育て会議条例に基づきまして、会議を開催させていただきます。

それでは、本日配布いたしました資料の確認をお願い致します。資料としましては、「本日の次第」、「子ども・子育て会議委員名簿」、「放課後児童健全育成事業の実施状況について（資料1～4）」、「保育施設の変更等について（資料5）」になります。資料に不足がございましたら、お知らせください。

それでは、本日の会議を次第に沿って進めさせていただきます。よろしくお願い致します。初めに永田委員長から一言、ご挨拶を頂きたいと思っております。

（委員長）

おはようございます。今日は天気がすぐれないので寒いですね。皆さん、体調管理には気を付けて頂きたいと思っております。今日は皆さん、ぜひ活発なご意見をいただきたいと思いますので、本日はよろしくお願い致します。それでは、本年度、最初の会議になりますので、改めて皆さまから一言ずつご挨拶を頂きたいと思っております。

（各委員）

※各委員の方から、各々挨拶。

2 報告案件

(委員長)

ありがとうございました。それでは、次第に沿って進めさせていただきます。次第にあります「3報告案件」の「①放課後児童健全育成事業の実施状況について」、ご担当の方から報告をお願いします。

(事務局)

※事務局から「①放課後児童健全育成事業の実施状況について」の資料を説明。

(委員長)

ありがとうございました。担当者から放課後児童健全育成事業の実施状況についてのご報告がありました。それでは、皆さまからご意見、ご教授を頂きたいと思います。

(A 委員)

現在、子どもが1年生で、市内の放課後児童クラブに通っているのですが、3年生や4年生でもしっかりしている子や落ち着きのない子がいると思います。できれば、3年生または4年生までは放課後児童クラブを利用できればと思うのですが、どのような状況でしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。市内の放課後児童クラブでは、一部で利用希望者の多いクラブがあります。現在、市内の放課後児童クラブの受入状況としましては、だいたい3年生くらいの児童は、ある程度受け入れができています。4年生になると、なかなか希望どおりいかない場合もあります。最近では、利用の申し込みがだんだん増えてきているという印象があります。夏季休暇時では一日預かる必要があるため、施設の一部を拡張して受入児童を増やすなどして対応をしているクラブもありますが、受入体制についてご意見を頂くこともあり、運営側として重々承知はして、他に手段がないか検討させていただきたいと考えています。また、島田第一小学校につきましては、今後小学校の統廃合に伴い新しい放課後児童クラブを建設する予定となっておりますが、現在の施設よりも少し大きくなります。将来的にも検討中でありますので、ご理解いただきたいと思います。

(委員長)

ありがとうございました。各放課後児童クラブで、受入体制についていろいろな工夫が必要なのだと思います。その他に、ご意見等いかがでしょうか。

(B 委員)

現在の放課後児童クラブでの受入状況についてお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。小学校6年生くらいまで、受け入れをしている場所があるのでしょうか。

(事務局)

今年度4月の状況で説明しますと、公設の放課後児童クラブでは4年生で84人、5年生で14人、6年生で1人の申し込みがありました。各クラブでの受け入れ状況にもよりますが、待機となった児童が、4年生で38人、5年生で3人、6年生は0人でした。また、3年生が200人の申し込みがありましたが、申込状況を見ると4年生以降から利用の申し込みが減っています。ご家庭によるとは思いますが、放課後児童クラブを利用するのは、だいたい小学校3年生くらいまでで、4年生になると利用しなくても大丈夫だと考えるご家庭があったり、子ども自身が放課後児童クラブを利用しなくてもいいやと思っているご家庭もあるのではと思います。小学校3年生くらいまでが申し込みのピークであると思われるのですが、実際には4年生以降でも申し込みがあり、クラブの受入状況によるとは思いますが、先ほど申し上げた待機児童となってしまうのではと思います。

(委員長)

ありがとうございました。他の方は、いかがでしょうか。

(C委員)

私の勤務先では、放課後児童クラブを運営していますが、支援員の雇用がなかなか大変な状況です。普段は午後からの勤務、春と夏と冬などの長期休暇時は1日の勤務など、他の仕事もやっている職員からすると不安定な職業であると思っております。支援員として勤務されている方には、非常に感謝しています。ぜひ、施設を増やすだけでなく、放課後児童クラブに従事する職員の雇用の事もしっかり考慮していただきたくてありがたいと思います。

もう一つ、ご担当の方から説明のありました、おやつ休止についてですが、今回のコロナウイルス感染拡大の防止策としては、確かに必要な事だとは思いますが、子ども達はすごく残念がっていました。子ども達としては、おやつを食べられることに大変嬉しい気持ち、心がほっとする感じがあるようです。ですので、コロナ対策では仕方のないことではあります。おやつの価値というもの感じて頂けたらとありがたいと思います。

(事務局)

雇用についてですが、放課後児童クラブの開所時間が、放課後から夕方の18時くらいまで、クラブ室の片付けをすると19時過ぎくらいまでかかります。子育てをしている方にとってみると、夕食を作る時間と重なってしまう時間帯かなと思います。現在、公設で運営している児童クラブの支援員は、子育てが一段落した方が従事してもらっています。ですので、支援員を確保することが、なかなか難しいことであると認識はしています。雇用の条件もあるかもしれませんが、現在、国からの方針としまして、保育士であったり、看護師や介護士の処遇を改善しようという動きが出てきていて、市でも検討をしているところでもあります。勤務時間は限られてきてしまうの、難しいかもしれませんが、処遇のほうで検討できればと考えております。また、おやつについてですが、児童クラブの現場からそういった意見が出ていることは、重々承知をしておりますが、休止という判断をさせていただきました。ただ、状況を見ながらおやつを再開するなど柔軟に対応できればと考えておりますが、今回の爆発的な感染拡大を考えると休止はやむを得ないのかなと思います。

(委員長)

ありがとうございました。他にはよろしいでしょうか。

(D 委員)

職業的に不安定であるのご意見がありましたが、勤務時間帯のことや夏休みなどの長期休みのときに、一日勤務する職員の勤務シフトを考えるのに苦労されているのではないかと思います。そういうことも、大きな要因ということでしょうか。放課後児童クラブでは、夏休みなどの長期休暇時だけ利用したい児童もいます。施設を拡張するなどして開所することもしてはいますが、児童を見守る支援員がいなければならないので、その辺りのバランスが大事になってくるのではと思います。

(委員長)

ありがとうございました。確かに、これだけ利用の希望者が増えてくると、放課後児童クラブの支援員も必要になってくるのではと思いますが、雇用の面で不安な部分が解決できないと支援員も増えてこないのではと思います。解消するためにも、処遇改善等の対応をしていただいたほうが良いのではと思います。

では、続きまして「②保育施設等の変更について」の報告をお願いします。

(事務局)

※事務局から「②保育施設等の変更について」の資料を説明。

(委員長)

ありがとうございました。担当者から保育施設等の変更について、一つは利用定員の変更と、もう一つは地域型保育の名称変更でした。それでは、皆さまからご意見がありましたらお願い致します。

(E 委員)

資料に書いてある子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項というものは、存じ上げなかったのですが以前からあったのですか。

(事務局)

この条文は、子ども・子育て支援法が制定されたときからあります。市内の保育園やこども園、地域型保育所は、給付費の支給に係る施設として市で確認をして、市から給付費を受けることとなっていて当初からこうした制度となっています。これまで、市内にある 4 つの幼稚園については、この確認を受けずに独立経営によって運営をしていました。そのため、市との関係はあまりなかったのですが、これからは、当該 2 園については市でこの確認をすることになったので、給付費の事について市とのやり取りが増えたり、場合によっては市の監査が入ることによって今までよりも市との関係が強くなることとなります。

(E 委員)

子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項を受ける幼稚園だと何かメリットがあるのでしょうか。

(事務局)

市から確認を受ける施設には、応諾義務があります。幼稚園のお子さんは、みんな 1 号認定といまして、市が認定したとしても幼稚園が受け入れを断ることができましたが、それが拒否できなくなり、幼稚園に入りやすくなるというメリットがあります。また、これからは市から給付費を支給することになるので、経費の負担を減らせることとなります。

(E 委員)

今まで利用者が負担していた、制服代などの経費はどうなるのでしょうか。

(事務局)

そういった実費分の経費は、今までと同じで変わりません。

(F 委員)

この幼稚園は、こども園になったのではないということでしょうか。

(事務局)

この法律の趣旨は、幼保一元化といまして、幼稚園等の待機児童の解消を目標として、最終的にこども園にしていくことを目標にしていますが、幼稚園にとってはこども園に代わることはすごく負担の大きいことかと思えます。新たに保育士を確保したり、給食も各施設で供給するなど非常に大きな負担が掛かることとなります。このため、この法令では、こども園と従来の幼稚園との中間の位置づけの幼稚園が設けられています。今までの幼稚園よりも、行政との関わりが増える幼稚園となります。

(F 委員)

私立幼稚園でも懸念があり、来年度浜松市でも、子ども数が減って幼稚園やこども園の数も8園閉所することも実際聞いている。子どもの数が、コロナの影響もあって加速して減っていることも聞いている。これからも、幼稚園の経営について今後どうなるのか見通しが心配なところが多々あります。今回、北幼稚園と南幼稚園がこのように決めたことは、すごいことだと思います。現在も保育士を確保することが非常に難しい状況で、預かり保育を保育士で順番に行っている状態です。預かり保育をする子どもも年々増加して、夏休みの利用も増えてきています。行政からいろんな面で援助していただくと、我々もありがたいなあと思います。

(委員長)

ありがとうございました。

(C 委員)

市が主催している幼稚園、保育園の施設長が集まる会議がありますが、その会議に参加している施設は、この子ども・子育て支援法第27条第1項の市から確認を受けているということでしょうか。北幼稚園や南幼稚園も今後参加してくれるということでしょうか。

(事務局)

はい。今後、施設長会議に参加していただくことになると考えております。

(C 委員)

就学前の施設長が集まって、こうした会議を行う機会があるといいなと思います。同じ会議で施設長同士が顔合わせできるとよいのではと思います。できたら、そういう会議もお考えいただけるとありがたいと思います。

(委員長)

ありがとうございました。

(G 委員)

地域型保育事業が島田市で増えてきたなという印象がありますが、何をもって保育施設だと島田市に認められるのか。施設の広さとか、子どもが入れる施設だとかの確認を書類上で見てやっているのか、それとも実際に誰かが施設に直接見に行って、保育ができる環境であると確認されてから運営をしているのかよく分からないと思いました。ただ子どもを預かる施設を建てるだけでなく、どういった環境で、保育士は何人いるか把握されたうえで認定されているのか気になったので教えてください。

(事務局)

保育園、こども園、幼稚園の認可は、それぞれの法律に基づいて県が行います。施設的环境や保育士の資格などの確認を行っていると思います。地域型保育事業については、市が認可の手続きをします。実際に施設的环境がどうなっているかも含めて、しっかりと確認を行っています。また、市から給付費を支給すると会計なども市がしっかりとチェックすることで適正に事業が行われているかの確認を行っています。

(委員長)

ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

(H 委員)

神谷城保育園で定員割れが続いているとの話がありましたが、そういう現状があるけれども、預かり保育の子どもが増えたり、小学校の児童クラブの子どもが増えたりしている現状が分かりました。子どもにとっても、保育される先生方にとっても一番ベストな環境を長期的に考えてみて、良い方向に今後進めることができればよいのではないかと思います。

(委員長)

ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

(I 委員)

少し別の話になってしまうかもしれませんが、よろしいでしょうか。先日、私の子どもが通っている園で不審者が出たと、園内には入っていないとの報告がありました。園や小学校では、防犯設備はどうなっているかお聞きしたいのですが。

(事務局)

地域型保育園で申し上げますと、園では不審者対策を毎月訓練に組み入れています。また不審者マニュアルという対応マニュアルを作成しています。園で不審者への対処方法など今後の指導監査などで確認をしていきたいと思います。

(I 委員)

その後不審者がどうなったかの報告が無いのですが。どうなのかと思ひまして。

(事務局)

貴重なご意見として、今後検討させていただきたいと思ひます。

(F 委員)

教育委員会から、不審者情報について連絡がきます。保護者にはメールで伝えています。また、不審者対応のマニュアルがあります。不審者がいた場合の対応方法をしっかり決めています。不審者に気づいたときに声かけをするなどして、園独自で不審者対策を実施しています。

(委員長)

ありがとうございました。

(C 委員)

当園では防犯カメラが設置してありますが、人や車が動いていることは分かるが、はっきり見えない部分もあります。精度の高い防犯カメラを設置することも検討はしてみたが、かなり高額な費用で課題となっています。

(委員長)

私も以前、ある園を訪れた際に、ちょうど防犯訓練を行っていることがありました。園でもきちんと防犯訓練を実施していることが分かり、万全だなどの印象がありました。他にはいかがでしょうか。それでは、議題は以上となります。それでは、議事の進行を事務局にお返し致します。

4 閉会

(事務局)

永田委員長、議事の進行ありがとうございました。委員の皆様、本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。本日はこれにて閉会とさせていただきます。

以上